三田市公園管理報償金交付要綱

三田市公園管理報償金交付要綱(平成30年4月1日施行)の一部を次のように 改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、三田市(以下「市」という。)が管理する公園及び緑地を市と協働して軽易作業、除草作業、低木剪定作業、及びトイレ清掃作業(以下「維持管理作業」という。)を行う地域団体に対し、報償金を交付することにより、良好な都市環境と健全な街づくりに資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「公園等」とは、三田市都市公園条例(平成2年三田市 条例第8号)第2条第1号に規定する都市公園及び市が都市公園に準じて管理を 行う公園をいう。
- 2 この要綱において「軽易作業」とは、日常的かつ定例的な清掃、部分除草、軽 微な樹木の管理及び施設の異常通報等をいう。
- 3 この要綱において「除草作業」とは、機械等を用いて行う全面除草をいう。
- 4 この要綱において「低木剪定作業」とは、植木の枝を切ることで形を整えたり、 風通しを良くしたりする作業のことをいう。
- 5 この要綱において「トイレ清掃作業」とは、トイレ内の清掃及び備品の補充や 施設の異常通報等の作業をいう。
- 6 この要綱において「地域団体」とは、まちづくり協議会、自治会、婦人会、子供会、老人会、スポーツクラブ等の地域の団体で、「公園の環境保全に関する協定書」を市と締結した団体をいう。
- 7 この要綱において「除外区域」とは、ため池、自然林及び斜面地等により維持管理作業が実施困難な区域として、前項の協定書で定める区域をいう。
- 8 この要綱において「管理区域」とは、除外区域のうち軽易作業のみが可能な区域として、第6項の協定書で定める区域をいう。

(報償金の額)

第3条 報償金は、予算の範囲内において、軽易作業及び除草作業については公園 面積の区分に応じて別表1に、低木剪定作業については剪定面積の区分に応じて 別表2に、トイレ清掃作業については別表3にそれぞれ定める額とする。ただし、 除外区域を定める場合における報償金は、公園面積から当該区域を除いた面積の 区分に応じ別表に定める額とする。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、管理区域を定める場合における報償金(軽 易作業に限る。)は、当該区域を含めた公園面積の区分に応じ別表に定める額とす る。
- 3 年度途中において、維持管理作業を新たに開始若しくは中止したとき又は公園 面積を変更したときの報償金の額は、次のとおりとする。
 - (1) 軽易作業及びトイレ清掃作業 第5条の活動実績報告書に基づき、別表に定める額を月割(当該事実発生月を含む。)で算出した額(1,000円未満の端数切捨て)
 - (2) 除草作業及び低木剪定作業 第5条の活動実績報告書に基づき、市長が認める額

(活動計画書)

第4条 維持管理作業を行う地域団体は、当該作業を実施する前に活動計画書を市 長に提出しなければならない。

(活動実績報告書)

第5条 前条の活動計画書に基づく維持管理作業を行った地域団体は、市長が指定する時期までに活動実績報告書を市長に提出しなければならない。

(報償金の交付)

- 第6条 市長は、前条の活動実績報告書の提出があったときは、その内容を確認のうえ、報償金を交付するものとする。
 - 2 市長は、年度ごとの報償金を2回に分けて交付することができる。

(協定事項の遵守)

第7条 維持管理作業を行う地域団体は、三田市との間で締結する協定書の内容を 遵守して維持管理作業をしなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 別表1 (第3条関係)

区分	公園面積	報償金 (年額)	
		軽易作業	除草作業
1	1, 500㎡未満	10,000円	19,000円
2	1,500㎡以上3,000㎡ 未満	20,000円	70,000円
3	3,000㎡以上5,000㎡ 未満	30,000円	122,000円
4	5,000㎡以上8,000㎡ 未満	40,000円	166,000円
5	8,000㎡以上	50,000円	294,000円

別表2 (第3条関係)

区分	剪定面積	報償金	
1	250㎡未満	23,000円	
2	250㎡以上500㎡未満	50,000円	
3	500㎡以上750㎡未満	88,000円	
4	7 5 0 ㎡以上	138,000円	

別表3(第3条関係)

トイレを有する公園	報償金	
トイレ清掃作業	30,000円	

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。